

令和6年度

ハラスメントに関するアンケート調査

調査結果報告書【速報版】

生駒市議会 企画総務委員会

【調査期間】 令和6年11月14日(木) ~ 令和6年11月28日(木)

【対象者】

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する生駒市職員、市長、副市長及び教育長並びに本市議会の議員

※退職者を含む

※非常勤特別職職員を除く

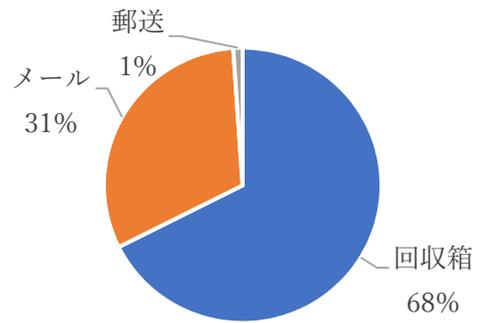
【回答件数】 176件

※この報告書は速報版です。

自由記述欄については今後アンケート結果の分析を進め、詳細版で報告します。

● 回答方法

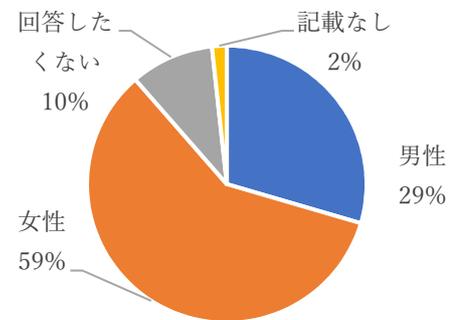
| 回答 | 件数 | 割合 |
|-----|-----|-------|
| 回収箱 | 119 | 67.6% |
| メール | 55 | 31.3% |
| 郵送 | 2 | 1.1% |
| 合計 | 176 | 100% |



1 ご自身について

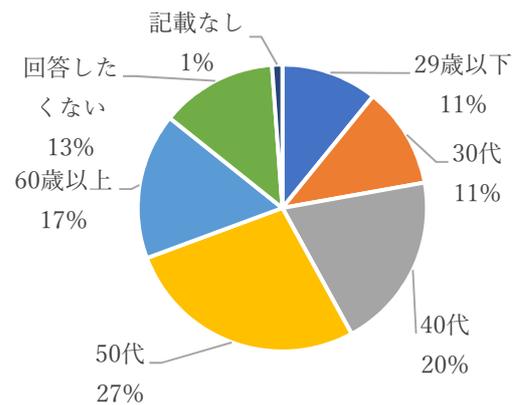
問1 あなたの性別は。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 男性 | 52 | 29.5% |
| 女性 | 104 | 59.1% |
| 回答したくない | 17 | 9.7% |
| 記載なし | 3 | 1.7% |
| 合計 | 176 | 100% |



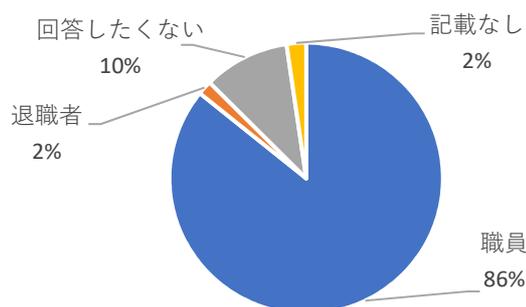
問2 あなたの年齢は。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 29歳以下 | 19 | 10.8% |
| 30代 | 20 | 11.4% |
| 40代 | 35 | 19.9% |
| 50代 | 48 | 27.3% |
| 60歳以上 | 29 | 16.5% |
| 回答したくない | 23 | 13.1% |
| 記載なし | 2 | 1.1% |
| 合計 | 176 | 100% |



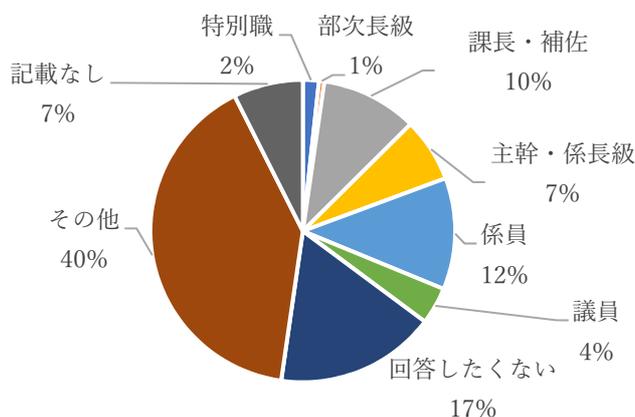
問3 あなたは現在、生駒市の職員ですか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 職員 | 151 | 85.8% |
| 退職者 | 3 | 1.7% |
| 回答したくない | 18 | 10.2% |
| 記載なし | 4 | 2.3% |
| 合計 | 176 | 100% |



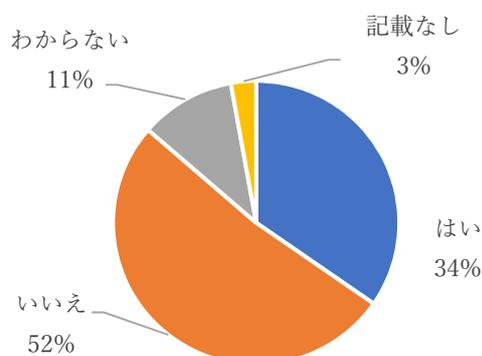
問4 問3で職員と答えた方にお伺いします。あなたの現在の役職は。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 特別職 | 3 | 1.7% |
| 部次長級 | 1 | 0.6% |
| 課長・補佐級 | 18 | 10.2% |
| 主幹・係長級 | 12 | 6.8% |
| 係員 | 21 | 11.9% |
| 議員 | 7 | 4.0% |
| 回答したくない | 30 | 17.0% |
| その他 | 71 | 40.3% |
| 記載なし | 13 | 7.4% |
| 合計 | 176 | 100% |



問5 自身が受けたと思うハラスメントについてお聞かせください。あなたは、ハラスメントと思われる行為を受けたと感じたことはありますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 61 | 34.7% |
| いいえ | 91 | 51.7% |
| わからない | 19 | 10.8% |
| 記載なし | 5 | 2.8% |
| 合計 | 176 | 100% |



問6 問5で「はい」と答えた方にお伺いします。自身が受けたと思うハラスメントについてお聞かせください。それはどのようなハラスメントでしたか。
(複数回答可)

| 回答 | 件数 |
|----------------------------|----|
| パワーハラスメント | 60 |
| セクシャルハラスメント | 6 |
| 妊娠・出産・育児休業・介護休暇等に関するハラスメント | 3 |
| その他 | 8 |
| 合計 | 77 |

※ その他

- ・「はげてるな」など身体に関する侮辱
- ・どこで知ったのか人の個人情報の吹聴、恫喝、暴力
- ・不法行為
- ・保護者からの厳しい口調や友達口調
- ・モラルハラスメント・サイレントモラルハラスメント
- ・市民によるハラスメント
- ・有給について、独身の職員は自由に有給を取ることができない。

問7 ハラスメントと思われる行為をした人はどのような立場の人でしたか。
(複数回答可)

| 回答 | 件数 |
|---------------------|----|
| 上司(特別職) | 12 |
| 上司(部次長級) | 9 |
| 上司(課長・補佐級(校長・教頭含む)) | 30 |
| 上司(管理職以外) | 17 |
| 同僚 | 17 |
| 部下 | 3 |
| 議員 | 4 |
| その他 | 6 |
| 合計 | 98 |

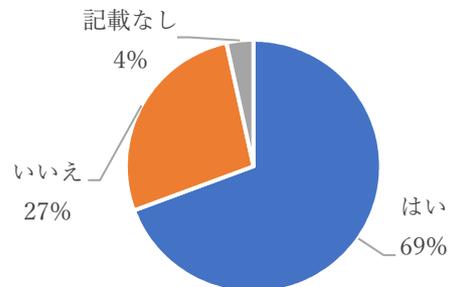
※ その他

- ・係員 ・市民 ・人事課 ・保護者

2 市のアンケートについて

問9 令和6年7月4日から7月16日に市が実施したハラスメントに関するアンケート(以下:市のアンケートという)に回答されましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|------|-----|-------|
| はい | 122 | 69.3% |
| いいえ | 48 | 27.3% |
| 記載なし | 6 | 3.4% |
| 合計 | 176 | 100% |



問10 市のアンケートに回答されなかった理由は。(複数回答可)

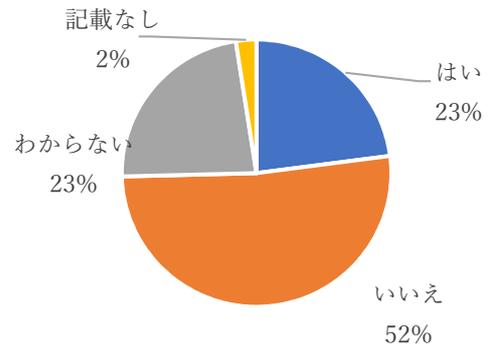
| 回答 | 件数 |
|-------------------|----|
| 忘れていた | 7 |
| 興味がなかった | 0 |
| 回答しても意味がないと思った | 3 |
| ハラスメントを受けていないから | 4 |
| ハラスメントは見聞きしていないから | 4 |
| 個人が特定される恐れがあるから | 3 |
| その他 | 28 |
| 合計 | 49 |

※ その他

- ・あったことを知らなかった。
- ・アンケートがあったのを知らなかった。教えてくれなかった。(会計年度はデスクネッツを見れないため)
- ・アンケートをもらっていないから。
- ・記憶に残っていません。
- ・退職者は対象外であったため。
- ・特別休暇で休んでいた。
- ・昔のことだったため。
- ・学校で周知がなかった。
- ・市のアンケート対象でなかったため。
- ・職員向けのアンケートだと思ったので、議員の立場として回答を控えた。
- ・直近2年以内のものに限るという当局に都合のいい意味のない区切りがあったため。

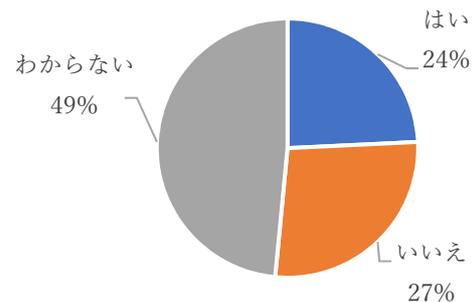
問11 問9で「はい」と答えた方にお伺いします。市のアンケートの自由記述欄(各設問の「その他」の回答に対する自由記述も含む)を記入されましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 28 | 23.0% |
| いいえ | 63 | 51.6% |
| わからない | 28 | 23.0% |
| 記載なし | 3 | 2.4% |
| 合計 | 122 | 100% |



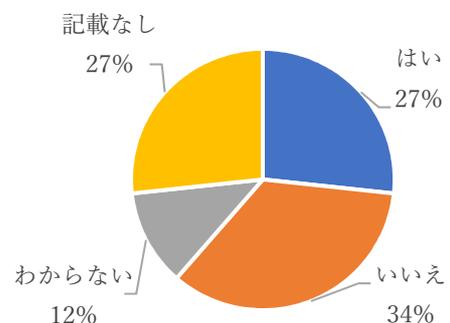
問12 問11で「はい」と答えた方にお伺いします。市のアンケートの調査結果報告書の「速報版」及び「詳細版」が市のホームページに公開されていますが、あなたが記載した自由記述の内容は調査結果報告書に記載されていましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|----|-------|
| はい | 8 | 24.2% |
| いいえ | 9 | 27.3% |
| わからない | 16 | 48.5% |
| 合計 | 33 | 100% |



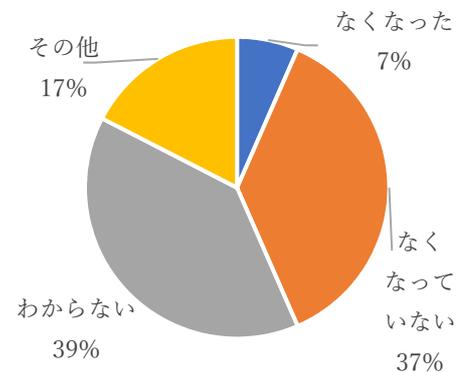
問14 市のアンケートでハラスメントを受けた、見聞きした、または相談を受けた等の回答をされましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 47 | 26.7% |
| いいえ | 61 | 34.7% |
| わからない | 21 | 11.9% |
| 記載なし | 47 | 26.7% |
| 合計 | 176 | 100% |



問15 問14で「はい」と答えた方にお伺いします。市のアンケート後、ハラスメント行為はなくなりましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|----------|----|-------|
| なくなった | 3 | 6.5% |
| なくなっていない | 17 | 37.0% |
| わからない | 18 | 39.1% |
| その他 | 8 | 17.4% |
| 合計 | 46 | 100% |

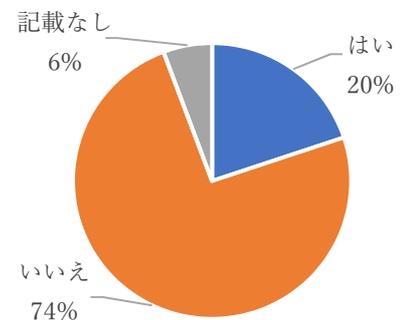


※ その他

- ・人事異動の配慮で受けることがなくなった。
- ・アンケートの前から既になくなっていました。
- ・市で働いている限り、対象者もいるのに本当に何が合ったかを書けるわけがない。
- ・ハラスメントを行っていた人が定年退職した。
- ・むしろエスカレートしている。

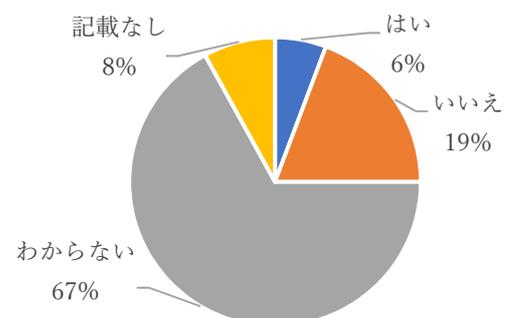
問16 市のアンケート後に、ハラスメント行為を受けたり、見聞きした、または相談を受けたりしましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|------|-----|-------|
| はい | 35 | 19.9% |
| いいえ | 131 | 74.4% |
| 記載なし | 10 | 5.7% |
| 合計 | 176 | 100% |



問18 市のアンケート後、職場のハラスメントに関する意識は改善されましたか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 10 | 5.7% |
| いいえ | 34 | 19.3% |
| わからない | 118 | 67.0% |
| 記載なし | 14 | 8.0% |
| 合計 | 176 | 100% |



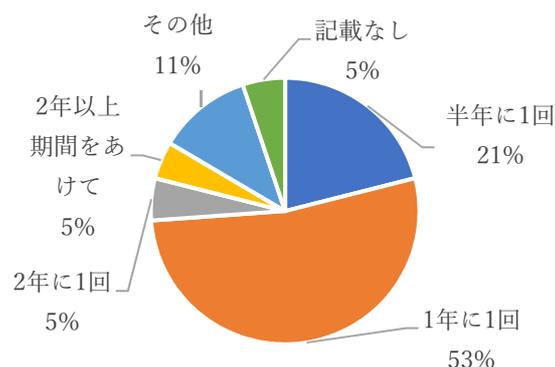
問19 問18で「はい」と答えた方にお伺いします。どのような点が改善されましたか。

●回答

| |
|--|
| ハラスメントの話題が会話の中で頻繁に出てくる。 |
| ハラスメントに該当する内容が共有されたことで、個々が更に気をつけるようになった。 |
| 何気なく話している内容にも、ハラスメントの要素が含まれていないか考えるようになった。教育実習生に対応する際に、指導を受ける側の気持ちを考えながら伝えるよう心掛けた。 |
| 自分自身も発言に気を付けるようになったとともに他の職員に対しても注意しやすい庁内の雰囲気となったように感じる。 |
| ハラスメントは何もない。 |

問20 市のハラスメントに関するアンケートはどのくらいの頻度で実施してほしいですか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|------------|-----|-------|
| 半年に1回 | 37 | 21.0% |
| 1年に1回 | 93 | 52.8% |
| 2年に1回 | 9 | 5.1% |
| 2年以上期間をあけて | 8 | 4.5% |
| その他 | 20 | 11.4% |
| 記載なし | 9 | 5.1% |
| 合計 | 176 | 100% |



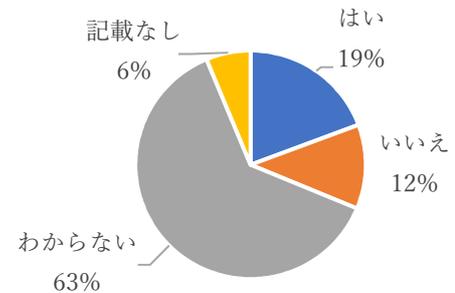
※ その他

- ・3から4カ月に1回
- ・3カ月に1回
- ・アンケートがあってもハラスメントがなくなる。
- ・アンケートをただでは意味がない
- ・アンケートでなく市の対応が問題である。
- ・アンケートの意味がまったくない。
- ・アンケートの回数が問題ではない。
- ・いつでも相談できるようなフォームを用意してほしい。
- ・困っている人がウェブなどで相談できるようにする。(随時)
- ・書面による通報。
- ・必要に応じて判断されたとき。
- ・ペーパーレス、ネットで回答がよいと思う。頻度はいつでも受付けてほしい。
- ・不要 理由:ハラスメントがあるなら制度にならって告発すればよい。

3 ハラスメント防止条例案について

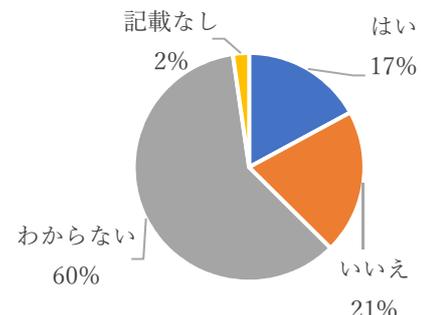
問23 市のアンケートに寄せられた意見はハラスメント防止条例案に反映されていると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 34 | 19.3% |
| いいえ | 21 | 11.9% |
| わからない | 110 | 62.5% |
| 記載なし | 11 | 6.3% |
| 合計 | 176 | 100% |



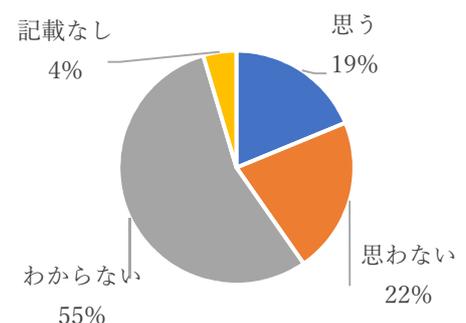
問25 ハラスメント防止条例案はハラスメントの被害者が相談しやすい内容になっていると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 30 | 17.0% |
| いいえ | 36 | 20.5% |
| わからない | 106 | 60.2% |
| 記載なし | 4 | 2.3% |
| 合計 | 176 | 100% |



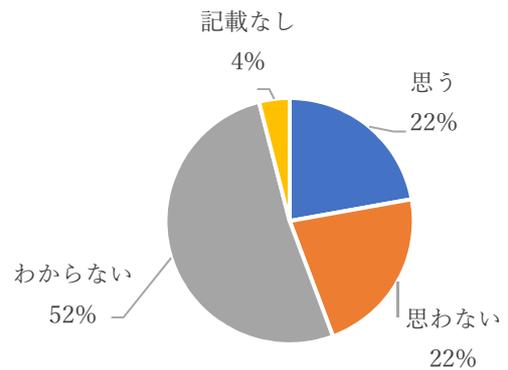
問27 ハラスメント防止条例案はハラスメントの防止及びハラスメント相談が行われた場合の対応を適切に行うことにより、市長等、議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる勤務環境を確立することを目的としています。この条例の内容で目的は達成できると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| 思う | 33 | 18.8% |
| 思わない | 38 | 21.6% |
| わからない | 97 | 55.1% |
| 記載なし | 8 | 4.5% |
| 合計 | 176 | 100% |



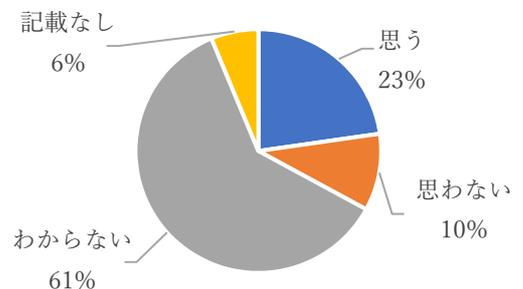
問29 ハラスメント防止条例案によって、職員や議員がハラスメント行為から守られると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| 思う | 39 | 22.2% |
| 思わない | 39 | 22.2% |
| わからない | 91 | 51.7% |
| 記載なし | 7 | 4.0% |
| 合計 | 176 | 100% |



問31 ハラスメント防止条例案の内容は実現が可能だと思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| 思う | 40 | 22.7% |
| 思わない | 18 | 10.2% |
| わからない | 107 | 60.8% |
| 記載なし | 11 | 6.3% |
| 合計 | 176 | 100% |



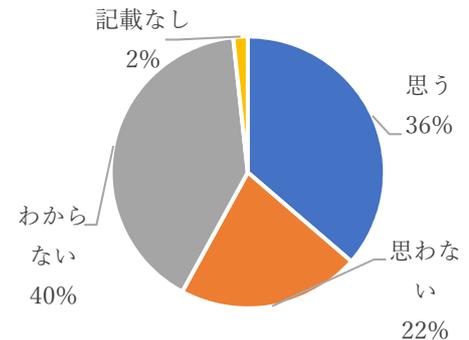
問32 問31で「思わない」と答えた方にお伺いします。その理由をお聞かせください。

●回答

| |
|--|
| 実現して欲しいが、上司の意識を変えないと難しい問題であると思う。 |
| 具体的な相談窓口がどこにあり、どのように機能しているのかが不透明です。プライバシーの問題もありますがもう少し具体的な取組を知らせていただかないとハラスメント防止条例が実現可能かどうかわかりません。 |
| ハラスメントの事実確認が困難で、条例制定されたとして正確にハラスメントを無くすことになるのか。事実が無いハラスメントに対して、真実確認はできるのか。 |
| ハラスメントに関する相談や調査について、市長や市の職員が関わることになっていることに、疑義があるから。議会内での合意形成ができていないのに、議員に関する条文が規定されているから。 |
| それだけで足りず、ポスターを貼る等常に個人の意識から変えていく必要がある。 |
| 通り一遍なことしか規定していないので、何も進まないのではないかと思います。 |
| ハラスメントの被害者が、自分で窓口で相談に行くことは、できない人も少なくないと思います。 |

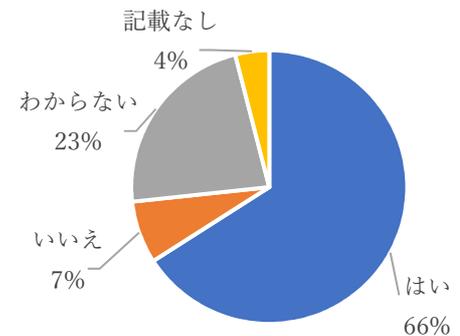
問33 ハラスメント防止条例案によってハラスメント行為が減ると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| 思う | 64 | 36.4% |
| 思わない | 38 | 21.6% |
| わからない | 71 | 40.3% |
| 記載なし | 3 | 1.7% |
| 合計 | 176 | 100% |



問35 ハラスメント防止条例案では、ハラスメントに関する相談や調査について、市長や市の職員が関わることになっていますが、ハラスメントに関する相談や調査は外部の機関で実施してほしいですか。

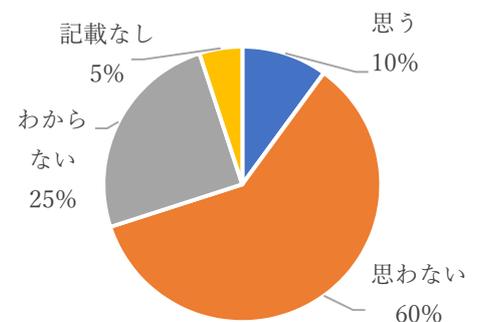
| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| はい | 116 | 65.9% |
| いいえ | 13 | 7.4% |
| わからない | 40 | 22.7% |
| 記載なし | 7 | 4.0% |
| 合計 | 176 | 100% |



4 議員のハラスメント防止について

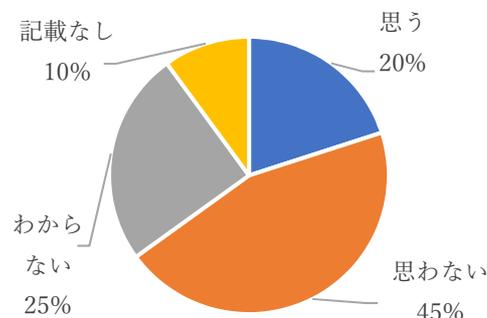
問38 議員にお聞きします。ハラスメント防止条例案には(議員からのハラスメント相談等の対応について)の記載があり、議員がハラスメント行為を受けた場合、相談先は議長になりますが、相談しやすいと思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|----|-------|
| 思う | 2 | 10.0% |
| 思わない | 12 | 60.0% |
| わからない | 5 | 25.0% |
| 記載なし | 1 | 5.0% |
| 合計 | 20 | 100% |



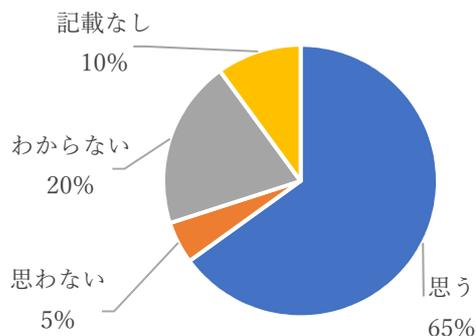
問39 議員にお聞きします。ハラスメント防止条例案には(議員からのハラスメント相談等の対応について)の記載があり、議員がハラスメント行為を受けた場合、相談先は議長になります。プライバシーが守られると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|----|-------|
| 思う | 4 | 20.0% |
| 思わない | 9 | 45.0% |
| わからない | 5 | 25.0% |
| 記載なし | 2 | 10.0% |
| 合計 | 20 | 100% |



問40 議員にお聞きします。議会においても、ハラスメントの相談先は外部機関が必要だと思いませんか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|----|-------|
| 思う | 13 | 65.0% |
| 思わない | 1 | 5.0% |
| わからない | 4 | 20.0% |
| 記載なし | 2 | 10.0% |
| 合計 | 20 | 100% |



問41 議員にお聞きします。ハラスメント防止条例案には(議員からのハラスメント相談等の対応について)の記載がありますが、議会の対応策をハラスメント防止条例案に入れたことについて率直なご意見をお書きください。

●回答

対応策が重要であるので、条例案に入れたことはよいと思う。
 条例案にはハラスメント対応について議会の対応の記載が多いが、この対応ができるかどうかの確認や相談が議会に無かった。議長と事務局と一部の特別扱いされている議員にだけ、少しの情報と相談があったようだが、議会全体には何の相談もなかった。しかも、議長や事務局や一部の特別扱いされている議員への相談はアンケートの実施をしていない時期であり、条例ありきでアンケートの結果は条例に反映する気がないということが分かる。しかも、その相談は一度きりの軽い話で再度しっかりとした内容を示して行政が相談に来ることはなかった。このようないい加減な手順で議会の対応を条例に記載することは、ハラスメントの対応や被害者を救おうという意識が低いことが分かる。

| |
|--|
| 理事者側は一部の議員だけでなく、全議員の意見を聞くべきだった。議員についての記載があることを知っていた議員と知らなかった議員が存在したことは議会内でのあつれきを生む原因となった。 |
| 議会独自に条例を作るのがよいと思う。 |
| 議員についての記載については、一定理解は出来る。しかし、詳細な内容を議員で協議できていないので協議は必要と思われるので、議員の記載を無くし条例を策定することも含めて理解はするところです。 |
| 議員が被害者になることも行為者となることもあり得ることなので、入れること自体は悪くないが、議会運営に関することは議会で対応策を協議したうえで議員提案で条例を制定すべき。 |
| 市のハラスメント防止条例案での対応策(議員からのハラスメント相談等の対応)については、議会でいまだ何も話し合いをしていないなか、数人の議員に聞いて記載したとのことで、議会軽視?を疑ってしまいます。 |
| 議会は議会で切り離して条例を作成することが良いと思う |
| 市のハラスメント防止条例案での対応策(議員からのハラスメント相談等の対応)については、議会でいまだ何も話し合いをしていないので時間を要すると思います。 議会でハラスメント防止条例を制定するのであれば、議長の諮問により議会運営委員会でのどのように取り扱うのか、決める必要があるのではないのでしょうか。(仮称)生駒市議会ハラスメント防止条例策定特別委員会を設置するのかどうか等も決める。 |
| 記載はあってもよいと思うが、内容(詳細)については議会で議論(協議)が必要。 |

5 市の体制について

問42 市のハラスメント相談体制は、個人のプライバシーが守られると思いますか。

| 回答 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|-------|
| 思う | 32 | 18.2% |
| 思わない | 48 | 27.3% |
| わからない | 84 | 47.7% |
| 記載なし | 12 | 6.8% |
| 合計 | 176 | 100% |

